

江南市青少年問題協議会（兼 江南市少年センター運営協議会）

開催年月日 令和6年7月12日（金）

場 所 江南市役所 3階 第3委員会室

出席者	会 長	澤 田 和 延
	委 員	藤 岡 和 俊
	委 員	谷 口 隆 史
	委 員	川 口 永 理
	委 員	高 瀬 永 隆
	委 員	瀬 上 圭 太
	委 員	千 田 憲 義
	委 員	安 藤 善 啓
	委 員	大 野 順 基
	委 員	中 山 栄
	委 員	鈴 木 章 幹
	委 員	小 野 不 _二 子
	委 員	武 馬 健 之
	委 員	野 呂 美 鈴
	委 員	大 野 矩 子

欠席者	委 員	藤 井 勝 利
	委 員	栗 本 明 美
	委 員	鷹 見 孝 子
	委 員	田 畑 貴 弘
	委 員	横 山 史 明

説明のため出席した職員

	教 育 長	村 良 弘
	教 育 部 長	松 本 朋 彦
	生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵
	少年センター相談員	辻 村 裕 子
	教育課指導主事（主査）	伊 藤 孝 行
事務職員	生涯学習課主幹	前 田 昌 彦
	生涯学習課副主幹	石 垣 恵 子
	生涯学習課書記	天 野 岬 至

傍聴者数 なし

次 第

- 1 会長挨拶
- 2 副会長選出について
- 3 議題
 - (1) 令和5年度青少年健全育成に関する事業の報告について
 - (2) 令和6年度青少年健全育成に関する事業の計画について
 - (3) 意見交換
- 4 その他

午後2時00分 開 会

会 長 それでは、議題に入らせていただきます。議題（1）令和5年度青少年健全育成に関する事業の報告について、事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長 内容につきまして、何かご意見ご質問は、ございませんでしょうか。

（質問等無し）

会 長 ご質問もないようですので、次に、議題（2）令和6年度青少年健全育成に関する事業の計画について、事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長 内容につきまして、何かご意見ご質問は、ございませんでしょうか。

（質問等無し）

会 長 ご質問もないようですので、次に、議題（3）意見交換に移ります。各委員の皆様におかれましては、現在、それぞれのお立場でご活躍をいただいているところがございます。ご意見やお気づきの点などがございましたら、この機会をもって情報交換の場としたいと思います。順番にお聞きしていきますので、よろしくお願いたします。

委員 児童委員会に出席した際に、ひとり親家庭やヤングケアラーの子どもが多く存在していることが議題に上がりました。この問題に対して地域がどのようにアプローチできるのか意見をお聞きしたいです。

会長 事務局から意見はありますか。

事務局 全国でヤングケアラーに関する調査が行われており、その結果が公表されております。一方で、江南市ではヤングケアラーのみを対象とした調査は、現在行われておりません。

家庭内での役割が、お手伝いや家庭の約束事と判断できる程度のものであるのか明確な基準はなく、ヤングケアラーであるかどうかは判断することが難しいです。また、行政が家庭の中に入り込むということは簡単なことではありません。現在は、保護者会などの機会に、学校と生徒、家庭の関係に注意を払いながら、さりげなく家庭での様子を聞き取り、状況を把握しておくようにしております。しかし、言い出しにくい事柄であるため子どもたちが相談しにくいなどの問題は存在しています。

会長 学校関係者の委員はどのようなご意見をお持ちでしょうか。

委員 ヤングケアラーについて、学校側でも生徒からの情報を頼りに注意を払っております。最近も生徒の連絡ノートにヤングケアラーに該当する恐れのある記載がされておりました。その事例については、生徒からの聞き取りを行い、市役所の子育て支援課と連携しながら、相談活動を進めております。これからも教育相談やアンケートなどを活用しながら、子どもたちの些細な変化を見つけられるようにしていきます。

委員 私は、毎月第3金曜日に街頭補導をしているのですが、活動の中で各学校の先生方に参加していただけることにとても感謝しています。先生方は街頭補導の際に、最近の学校状況などをお話くださり、私たちは普段聞くことのない情報を得ることができます。とりわけ、高校の先生に参加いただけた際にお聞きする情報は、小中学校のPTAが多い補導委員にとってとても新鮮な内容であり、今後も補導活動に参加していただけるとうれしいです。

委員 私は保護司としても活動しておりますが、そのような活動でよく耳にするのは、登校拒否についてです。学校側でも登校できるように努力して下さっていますが、登校拒否の問題は依然として存在しています。登校拒否の子どもたちの中でも、家に引きこもってしまう子ども以上に、学校に行かず遊びに行ってしまう子どもを注視しております。このような子ども

のご家庭には、シングルマザーや共働きなど家庭の事情で子どもたちの行動を把握できていない家庭も多いです。そのような中、遊ぶために外出し、犯罪行為に手を染めてしまうことがあります。経験上、このような事例は中学生に多いです。中学生は成人年齢である18歳に近く、学校の先輩などから深夜徘徊や非行に誘われやすい時期です。そして、年上の非行少年と関係を持っていくうちに、窃盗などの犯罪に至ってしまいます。このような子どもたちは、近年増加傾向にある印象をもっています。また、登校拒否をしている生徒に対して、学校側からアプローチを試みても、保護者との連携がうまくいかないなど大変苦慮しておられるようです。

そのような状況の中、私たちは月に1回街頭補導を行っております。活動の中で、私たちが非行少年に直接注意することは非常に危険ですので、警察に連絡したり、学校と連携しながら活動させていただいております。

これからも警察・学校と連携しながら、青少年の健全育成に取り組んでいくことで、補導活動もしやすくなっていくのではないかと考えております。

委員

前年度の会議で取り上げられました、ゲームセンターへの入店のルールについてですが、学校ごとのルールは存在していても、学校間で統一されたルールは存在していません。そのような状況の中、街頭補導を行っていると、ゲームセンターに子どもたちがいた場合、どのように声をかけていいのか戸惑うことが多いです。学校においても、保護者がゲームセンターに行くことを許可している場合、干渉することは難しいとお聞きしています。しかし、頻繁にゲームセンターへ出入りすることも不健全であると思われるため、対応に困っています。

また、ヤングケアラーが話題に上がりましたが、実例として携わったことがないため、なかなか実感を持っていないです。

会長

私も指導の時に、冬であるのにもかかわらず、半袖半ズボンを着用した子がいましたので、家庭訪問をさせていただいた経験があります。そのときはヤングケアラーに近い状況にありました。

委員

民生児童委員協議会では、ヤングケアラーについてこれまで勉強したことがなかったため、8月の全体研修会において、県の福祉局よりヤングケアラーのコーディネーターをお呼びして、ヤングケアラーの実態について学びたいと考えています。そして、地域がどのように家庭に関わることができるのか考えていきたいと思えます。

また、子ども会や老人会などで役員の高齢化に伴い、負担も増加してきているとお聞きしていますが、このようなコミュニティは地域のつながりを維持するために必要なものであるため、このような問題への対策例がありましたら、発信していけたらよいと考えています。

委員 私は、子どもたちにスポーツを通して心身共に健全育成を図る立場にあります。

スポーツ少年団でも年に1回、全国研修会が行われており、その研修会において、スポーツを行うことによって心の健全を保ち、発達させることがこれからより重要性を増してくることが話されておりました。現代は電子機器に向かう時間が増え、外で体を動かす時間が非常に少なくなっています。それが心の発達を妨げていることが発表されておりました。そのため、私たちが行っている活動をこれまで以上に伸ばしていきたいと考えているのですが、中学校での部活動時間の減少など逆行する働きかけもみられます。この問題に対して、キーワードになりえるのが「地域」だと私は考えています。学校での活動に頼らず、家庭でもスポーツに使うことのできる時間が少ない中、地域が子どもたちにスポーツを行う場になるよう今後とも活動を続けていきたいと思っています。

委員 先ほど事務局より少年センターの相談件数について、多少の増減はあるものの、まだまだ多くの相談があるという説明がありました。この説明のように、子どもたちをめぐる人権問題、いじめや児童虐待などは依然として発生し、大きな社会問題となっています。

名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、子どもたちの悩みを的確にかつ迅速に把握するために、SOS ミニレターという活動に取り組んでおります。この活動では、子どもたちが悩み事を書いてポストに投函すると、法務局に手紙が届きます。その手紙を法務局職員と人権擁護委員がすべてに目を通し、回答を行うことになっています。この活動で受け取る手紙の中には、大変衝撃的な内容の事案も見受けられるため、回答には細心の注意を払っております。今年度も学校を通じて子どもたちへSOS ミニレターの周知をお願いしました。また、毎年学校では人権教室を実施していただいております。子どもたちが人権について考える機会を確保できるようご協力いただいております。

今後、子どもたちが発する些細なメッセージを大切に、適切な指導をお願いできれば、有り難いと考えております。

委員 私たち警察が取り扱う青少年は、非行少年や犯罪をしてしまった少年になります。なので、警察における青少年の健全育成は、青少年の立ち直りや家庭も含めた注意指導が主な活動となってきます。

私は青少年に関わる会議において、江南市における青少年の情勢はよくないということをお伝えしております。青少年の関わる事案について、今年度の6月末までに検挙された件数が20件です。そして、昨年度の同じ時期の検挙数は24件です。この数字を聞くと、検挙数がわずかに減少し

ているように思われます。しかし、警察が行っています少年補導にて注意をした件数は、6月末までで290件に上ります。昨年度に関しては190件でしたので、今年度は100件も増加していることとなります。毎朝、私のもとには前日に発生した事件・事案について報告が入るのですが、青少年問題は毎回報告が入ります。

冒頭に会長がお話しされていましたが、保護者の方がどの程度子どもたちの行動を把握しているのか把握することは困難です。ゲームセンターの入店についても保護者に了承を得ていたとしても、門限は何時になっているのかなど、ご家庭のルールを理解することは警察としても悩ましい問題ではございます。

事業計画にもございました「挨拶をする・朝ご飯をしっかりと食べる」など当たり前のことをしっかりと行うことができているならば、子どもたちは立派に成長してくれることは、私もよく感じております。やはり、家庭にて子どもたちにしっかりと向き合ってもらうことが非常に大切ですので、学校や地域、家庭と連携しつつ活動していきたいと考えております。困った際には、迷わずに警察に連絡を頂けましたら、精一杯対応させていただきますので、これからもよろしく申し上げます。

会 長 青少年犯罪は平成16年ごろをピークとして、徐々に減少していたため安心しておりましたが、お話しいただきましたように、ここ数年増加傾向にあるとのことで、引き続き注意していかなければいけないと感じております。

委 員 本校（高校）におけるヤングケアラーの事案としまして、入学した生徒にヤングケアラーに該当する生徒がおります。この事案は中学校よりご連絡をいただいたことで把握したものです。現状把握のため、高校入学直後の面談においてその生徒に聞き取りを行いました。生徒自身相談できる相手がないことを悩んでいたようです。これからは生徒からの相談を受けつつ、必要な場合は公共機関の支援を受けていきたいと考えております。そして、このような事案のように中学校からの情報共有はとてもありがたいことですので、これからは連携していけたらと考えております。

また、4月から6月末の間で1年生に3名、不登校の生徒がおります。生徒も頑張ってお登校しようとしておりますが、高校に入ってから気持ちの切り替えができず登校できないことがございます。このような生徒さんのご家庭では、保護者が1人しかいないことや電話をかけてもなかなかつながらないなど家庭の状況が子どもたちの育成に大きく影響してくることは感じております。

また、本校では病気によって年間30日以上欠席が見込まれる生徒や学校に復学したい生徒に対して、同時双方向型授業を行っております。こ

の授業形態は教育委員会より通知があったことで始めたものですが、生徒一人ひとりに対しての細やかな指導の仕方や準備などの課題も発生しております。

少しでも不登校になっている生徒が安心して学校に来ることができるように努めてまいりたいと思いますので、学校・地域の皆様にもご協力いただきたいと思っております。

委員 本校（小学校）では、挨拶、歌声、笑顔、思いやり、感謝、そして、今年は「気力を高めて挑戦しよう」をキーワードとして子どもたちに接しております。教職員も若い年代の先生が入り、幅広い年代層がおりますので、4月は「ワンチーム」をキーワードとして進めてまいりました。

子どもたちには毎日学校に来ることが大切であることを伝えております。最近も青少年健全育成推進連絡協議会の方や PTA、中学校の生徒さんなどと連携してあいさつ運動を行いました。また、人権擁護委員の方をお呼びして人権教室の開講や薬物乱用防止教室なども開催しております。他にも、月に1回民生児童委員の方に学校の様子や状況をお伝えし、アドバイスなどのご助力をいただいております。

子どもたちの見守りは学校だけでは、手が回らない部分も多く存在しています。そのため、多くの皆様のご協力を得て、子どもたちを見守っていきたくと考えております。よろしく願いいたします。

委員 中学校の生徒たちは多感な時期であり、多くの悩みを抱えております。そのため、職員も一丸となって悩みを聞き、寄り添うことに努めておりますが、不登校の生徒数に大きな増減はありません。しかし、サテライト教室などを活用し、学校に登校しようと努力する生徒がおりますし、教師もその生徒に合わせて、リモートによる教室の様子の見学や相談など可能な限り対応を行っております。

生徒たちは話を真剣に聞くことができる子どもたちも多いので、多種多様な分野から講師をお呼びして、ご講演いただいております。私たちでは思いつかないような感想を語ってくれる生徒も多く、良い勉強ができていのではないかと考えております。

また、学校運営協議会の委員さんには、年に4回ほど生徒と給食をともにする企画に参加していただき、民生児童委員の方には生徒と様々な意見を交換していただく場を設けております。このような企画を通して、地域とのつながりや親近感を中学生が持てるとういと考えております。

委員 本校（中学・高校）において不登校の生徒は、新型コロナウイルスの蔓延を境に増加しました。この問題に対して、保健室や相談室の職員が対応しております。ヤングケアラーについては現在把握している情報はありませ

んが、数年前には、保護者が食事を用意せず、妹の世話もしないご家庭がありました。その場合はスクールソーシャルワーカーが問題の解決にあたりました。

委員 ソーシャルワーカーという職業の中でも、私は病院の内部にて相談を受けておりますので、相談される方も青少年だけでなく、幅広い年齢の患者様になります。相談の内容も虐待などの深刻な問題である場合が多々ございます。私たちの役割はそのような問題を把握し、治療につなげていくことになります。

また、ヤングケアラーについては病院内でも話題になることがありますので、私たちも研修を受けております。ヤングケアラーに該当する可能性のある方に対して、ご家庭がどのような状況にあるのか、なぜ相談者様がケアをしなければならないのかなどの聞き取りを限られた時間の中で行うことが私たちの役割であると考えております。

副会長 事務局にお聞きします。私が高校の教員をしていた時に街頭補導について、街頭に「補導」ではなく「指導」に行っているので、「街頭指導」に名称を変更してはどうかという議論がありました。学校では生徒に対して「指導」という言葉をよく用いますが、街頭補導の「補導」という言葉は何を基準に設定されたものになりますか。

事務局 副会長がおっしゃったように、毎回補導活動を行っておりませんので、「補導」という言葉が正しいのか、それとも「指導」や「啓発」など、より適切な言葉があるのか確認させていただき、これからの活動を進めてまいります。

副会長 また、ヤングケアラーなど家庭の問題に対して、私が教員をしていた頃は、各家庭に対して家庭訪問を行っており、家庭の状況を知る機会が設けられておりました。しかし、近年の働き方改革によって学校による家庭訪問はどのように変化したのでしょうか。

委員 現在、本校では学校での家庭訪問は希望があった場合のみ行っております。1年生時には希望されるご家庭は存在しますが、2年生以降になると希望されるご家庭は少なくなります。

委員 本校では家庭訪問の期間を設けさせていただいており、その期間中に希望のあったご家庭に伺っております。希望者は全体の3分の1から2分の1ほどであり、高学年になるにつれて希望者は減少する傾向にあります。

会 長 ありがとうございます。時間にも限りがありますので、最後に私からも少しお話しさせていただきます。

ご意見を聞きながら、家庭との連携の難しさを改めて感じました。家庭訪問など家庭に入り込んでお話を伺うことは学校や民生児童委員であっても難しい部分があると思います。私が保護司をしておりました際に経験しました事例として、ご両親はともに能力の優れた方だったのですが、お子様2人が非行に走ってしまわれたご家庭がありました。そのご家庭では、仕事の忙しさなどにより子どもたちに対して意識を向けることができず、家庭訪問に伺っても子どもたちの状況を把握できていない様子でした。このような事例を見ると非行少年の原因には家庭が深くかかわっていることは明確であります。

家庭の問題に対して、ご家族で対応していただく努力はしていただきつつ、これからも学校や教育委員会、そして地域の皆様には家庭と連携しながら、市の青少年健全育成にご尽力いただきますようお願いいたします。また、皆様にも何かお気づきの点がございましたら教育委員会や市当局にお知らせ頂けると幸いです。ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。

ご意見もないようですので、(3)議題につきまして終了させていただきます。

4 その他に移ります。事務局より報告はありますか。

事務局 連絡事項はありません。

会 長 ありがとうございます。

本日は、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆様のご協力により無事議事進行を行うことができました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局 以上で、令和6年度江南市青少年問題協議会（兼 江南市少年センター運営協議会）を終了します。

午後3時30分 閉 会